

後期第9問（最判昭和51年4月30日第二小法廷判決、最判平成5年10月5日第一小法廷決定）

Xは弁護士資格を有しないのに、第二東京弁護士会に所属する弁護士Aが自己と同姓同名であることを利用して、A弁護士であるかのように装っていた。Xを弁護士であると信じていた不動産業者BはCの所有する土地に関する賃貸借契約の内容等の調査をXに依頼した。Xはこの調査につきBから弁護士費用を得ようとして、第二東京弁護士会所属 弁護士Aと記載した土地調査に関する鑑定料等として7万円を請求する「弁護士報酬請求について」と題する書面をBに郵送した。なお、かかる書面にはA弁護士の印に似せたあり合わせの印が押されていた。

また、行政書士であったYは、行使の目的を持って、平成21年11月19日から12月28日頃までの間、5回にわたり、Y行政書士事務所等において、ほしいままに旭川地方法務局供託員D発行にかかる供託受領書を利用し、同供託官の記名・押印部分を剃刀で切り離したうえ、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の下方にこれを接続させて台紙上に貼付し、電子複写機で複写する方法によって、あたかも真正な供託受領書の写しであるかのような外観を呈する写真コピー5通を偽造した。

X、Yの罪責を述べよ。